

抽出をはかるとともに、他方では、その“常民性”を教育を介して農民に伝達し、農民自身に『本来の日本人』を認識させるのであった。“課題としての常民”は、彼の教育論の教育目標ともなっている。(404頁)と主張する。

以上、教育学研究が学ぶ点について述べてきたが、あえて注文したい点を挙げれば、以下のことがある。

一つは書名に「経世済民の学」を謳っているわりには、それに対する論述が少ない点である。「本書の課題は柳田国男が自分の学問を『経世済民の学』と自己規定するゆえんを解明する点にあることを提示した」(429頁)ことになっている序章第一節においても、「『経世済民』なる語はおもに江戸時代に用いられ、儒学者らによる治国安民のための諸論策をさしていた。柳田国男にあっても、この語は、農民生活の経済的な向上策を意味している。」(5頁)と書くにとどまっている。その点をさらに深められていたらさらに多くの示唆が得られたに違いない。

もう一つは、戦後における柳田の活動にまで論を進めてほしかったという点である。柳田は戦後になって社会科と国語の教科書の監修者を務め、多くの成果を残している。著者の視点から見た戦後の柳田の教育活動へのコメントも聞いてみたかった。

しかし、以上はあくまでも評者の個人的な希望であり、本書の価値を損なうものでは全くない。著者は岩本由輝氏と並んで経済学の立場から柳田国男研究にアプローチする希有の学者である。本書がもっと早く出版されていれば、評者の学位論文「柳田国男における教育思想形式と社会科教育論の展開」も少し変わっていたのではないかと推測する。学会の財産として喜びたい。

(名古屋大学出版会刊 1995年9月発行 A5判
441頁 6,695円)

米田俊彦著

『教育審議会の研究 青年学改革』
(野間教育研究所紀要 第39集)

佐々木 享(愛知大学短期大学部)

本書は、教育審議会に関する共同研究の成果で、前著『教育審議会の研究 中等教育改革』(野間教育研究所紀要第38集, 1994年, 著者は米田俊彦)に続く労作である。本書も、前著と等しく米田1人の責任で書かれている。章の構成は次のとおりである。

第一章 教育審議会発足前後における青年学校の諸状況と改革課題
第二章 審議経過
第三章 青年学校教育義務制の実施と改革提言の歴史的要義

著者が教育審議会(以下たんに審議会とする)の審議過程の検討にあてた紙幅は全体の約三分の一である。青年学校発足前後にさかのぼり、また、男子義務制の実施経過の概要とその歴史的意義の分析に多くの紙幅が当てられている。こうして本書は、全体として「青年学校制度史研究」と称すべきものとなっている。

第一章では、第一節で実業補習学校(以下実補とする)の沿革を素描し、1920年代前半には実補の中心は男子に関する限り後期課程に高まり、1933年には高小卒の男女の過半数が実補に進学していたことを明らかにする。また1926年に発足した青年訓練所(以下青訓とする)については、実補を経由せずに青訓(対象は16~20歳の男子)に入所した者が4割以上にのぼり、実補と青訓との円滑な統合をもたらす状態にはなかったとする。

第二節では、教育関係団体の学制改革諸案に実補と青訓の統合を提唱する案が多かったこと、陸軍が青訓への入所者の増加をねらって、34年10月に16歳から20歳までの期間における4年間の訓練という兵役法による在営年限短縮の要件を、14歳から20歳までの4年間と改訂したこと、などを背景として行われた文政審議会における青年学校問題の審議が分析され、実補の性格や教育水準を確保しようという努力と教練重視の陸軍当局との対立図式が議論の中心で、文部省側は文部次官の交代後に陸軍に妥協したと著者は推測している。

第三節では35年4月に発足した青年学校制度が概観される。兵役法施行規則改正(1935年6月)による在営期間短縮要件に指定された教育課程は青年学校本科のそれに合わせてあった。発足後の青年学校の実態は複雑で、高等小学校を廃止する地域もあったが、普通教育への期待の増大に伴って全般的に高等小学校への進学が増加し、高小卒の男子のほとんどが青年学校本科に進んだと推測されること、都市部では、実補に期待した短期実業教育を青年学校には期待できないとみて実補を実業学校に転換させた所が多かったこと、などが指摘されている。

ところで、政府は審議会の発足(第1回総会は1937年12月23日)直後の38年1月11日に、教育審議会にはかることなく、青年学校男子義務制を1939年度から実施すると決定した。この措置は、青年学校修了者に対する在営期間6か月短縮という特典を撤廃する兵役法改

正の閣議決定と連動していた。著者は一見不可解な政府の挙動の内実につき、日中戦争の拡大に伴う兵力動員の増大、兵員の訓練拡充に迫られていた軍部が急遽企図したもので、陸軍は青年学校についても「即時義務制ヲ断行セラレ」たい旨要求していたこと、政府がこの措置を極秘裡にすすめていたこと、などを公文書や木戸文相の日記等により解明している。近衛文麿との結びつきの強い教育改革同志会が、ほかならぬ近衛自身によって革新的な教育制度改革の道を閉ざされたことは、「歴史の皮肉」と著者はいう。

第二章では、青年学校男子義務制の決定という足かせをつけられて出発した教育審議会の審議過程が分析されている。第一節では、「青年学校教育義務制実施ニ関スル件」答申に至る総会、特別委員会、整理委員会の審議過程を詳細に分析し、多岐にわたる論点を整理している。答申はおおむね文部省原案にそってまとめられたけれども、本人に就学義務を課す方針はとられなかった。義務の対象については一定年齢を対象とする一方で、一定の課程を終了した者には義務を免除しており、「すっきりしていなかった」とされる。義務時間数の最高限度設定に文部省は消極的であったが、答申には盛り込まれた。教員の養成と確保、施設設備の改善策は単純ではなく、要望の域を出なかった。「女子ニ対シテモ成ルベク速カニ、青年学校ヲ義務」とすることは盛り込まれた。第一節の末尾では国民学校（案）の審議経過が簡潔に分析され、高等国民学校までの8か年を義務化することで、青年学校普通科はいわば自然に廃止することになった経過を明らかにしている。

第二節では、社会教育の審議経過の中での青年学校に関する議論が分析され、青年団との関係強化にかかわる理念的ないし観念的な議論が多かったとされる。

第三章第一節では、文部省社会教育局編『青年学校教育義務制に関する論説』に採録された民間の論説が分析され、教育内容、施設設備の充実、教員や経費の確保などの主張が共通していた他に、青年学校本科の修業年限を4年とすべきだとする考え方、商店では夜学に出席させにくい、東京などでは流入が多いので小学校附置では施設が不足するなど、都市での問題点の指摘が目立つとされる。

第二節では、帝国議会における関連法案審議に顕著な論点はなく、「閉店時刻ハ午後十時トス」とした商店法は青年学校義務制実施と何ら関係なく立案されたことを浮き彫りにし、独立校舎をもたない青年学校には「御真影」や教育勸語謄本が下付されないという答弁には、青年学校「本来の姿が思いかけず露呈」したとする。

第三節では、審議会の答申を受けて全面改訂された青年学校令と関連法規が分析され、義務過程の最高時数を定めなかったことは答申と違っているとされる。

第四節は、1939年にはほとんど同時に制定、発足した工場事業場技能者養成制度などと青年学校義務制との関係を中心に、義務制実施をめぐる政治過程が分析され、技能者養成令や就業時間制限令の制定作業が先行しており、内閣に設置された答の教育審議会は事実上文部省のそれとしてしか機能せず、青年学校義務制は総動員体制構築の過程ではほとんど考慮されていなかったと結論づけ、この点で、青年学校義務制は国家総動員の基礎工作であるとする先行研究の見解は成立しないとされる。また1943年以降の青年学校義務就学者の減少は、高等小学校や中等学校への進学者の増加、移民および軍隊への志願者増によると考えられるとし、戦時という都合と論理で義務化された青年学校教育は、「まさに戦時の都合と論理によってその機能を半減させられた」とする。さいごに、1944年になって青年学校教員養成所を青年師範学校に改組拡充したことにつき、青年学校は教員確保の制度的基礎を得て、ようやく一人前の学校制度とみなされ得るようになった、と指摘している。

第五節では、本書全体を通しての結論がのべられている。青年学校制度の内容は、文部省が陸軍省に妥協する形で決まったため、実補の性格を大きく失い、教練と道徳教育の継続に主眼を置く青訓の基本的性格がほぼ青年学校本科に継承された。審議会に与えられた課題は、この軍の都合に傾斜した青年学校をどこまで教育機関として充実させるかにあった。結果として、制度改革は中等教育一元化の方向には進展せず、最低時数の引上げも最高時数の設定も実現せず、義務制実施は、青年学校教育の内容水準の向上とは逆向きであったとされる。いわゆる社会立法として準備された「青年学校令ニ依リ就学セシメラルベキ者ノ就学時間ニ関スル法律」の内容がきわめて不完全だったことは、青年学校の義務制について社会的合意形成がなかったことをしめすとしている。また青年学校義務制が国家総動員体制の枠組みと整合性もち得なかったことは、青年学校に勅令主義が貫徹されたことの結果でもあったとされる。さいごに、戦局の進展とともに青年学校も戦時動員体制の一環に組み込まれたことは、青年学校も審議会も軍の都合に振り回されたといわざるを得ない、とまとめている。

青年学校をめぐる事実経過の解明とその評価は、学界が注目する関心事の一つである。そのなかで本書は、その生成から大戦末期までのほぼ全過程を対象として、青年学校全体の実像を緻密に分析した最初の著作であり、

そこでは、国家総動員体制との関連問題など、先行研究を超える少なからぬ新知見も提供されている。評者の複雑な紹介でその要を尽くし得たのか心もとない。

つけ加えるべき論点はほとんどない。女子への義務化問題には著者もふれているので、「青年学校教育義務制」とあるところは「青年学校教育男子義務制」とすべきで、それを学界の共通理解とする必要があるようにおもう。なお、青年学校令改正など教育関係の勅令が枢密院にかけられることは教育研究者に周知であるが、工場事業場技能者養成令のような国家総動員関係の勅令が枢密にかけられなかったらしい仕組みは、評者にはわかりにくかった。著者の主張に関連するので、もう少し丁寧な説明が欲しかったとおもう。

(財団法人野間教育研究所刊 1995年9月発行 B6判
458頁 定価7,000円)

Nobuo K. Shimahara and Akira Sakai
"Learning to Teach in Two Cultures:
Japan and the United States"

荻谷 剛彦 (東京大学)

鏡の国に行ったアリスが、そこから元の世界を眺めたら、どんな景色が見えたのだろうか。

外国人による日本教育の研究は、しばしば「合わせ鏡」にたとえられる。他国の教育研究者の視点から描かれたニッポンの教育を、合わせ鏡に映った像とみなす。そうすることで、自国の研究者の目には入りにくいニッポンの教育の姿が明らかになる。外国人研究者の視線を通して、日常の認識では見過ごされやすい自分の姿、形がわかるというのである。

本書は、日米の新任教師がいかにして「教えることを学んでいくのか」を、詳細なエスノグラフィーによって明らかにした研究である。しかも、英語で出版されている。とはいえ、本書は、外国人の手によるものではない。著者のひとり島原宣男氏は、アメリカでも著名な教育人類学者の一人であり、日本の教育に関する著書や論文をいくつも英語で発表しているラトガーズ大学の教授である。もう一人の著者、酒井朗氏は東京大学の大学院を修了した気鋭の教育社会学者である。二人とも日本で生まれ、小中学校を終えた、<日本人>研究者だ。だが、本書は、アメリカをはじめとする英語圏の読者を念頭に書かれたものであり、その意味で、「合わせ鏡」の変種と

いえる。

この「和製合わせ鏡」に日本の教育はどのように映っているのか。<日本人>研究者が外国人読者を念頭において、日本の学校と教師の生態をどのように描き出しているのか。日本人読者にとっての本書の読みごたえは、日本の学校や教師の日常的な実践が、外国の読者向けにどのように書かれているのか、その意味を考えることにある。

はじめに、本書の概要を簡単に紹介しよう。

本書は、8つの章からなる。1章では、本書の理論的枠組みや研究方法が紹介される。

著者たちのよって立つ理論的な視座は、象徴的相互作用論ならびに現象学的社会学の影響を受けたものだ。新任教師たちが「学ぶ」のは、教えるための知識や技術といった実体化された知識ではない。彼ら・彼女らが身に付けるのは、「教えることの文化的知識 (cultural knowledge of teaching)」である。それは、「仕事と関連している信念や知識 (work-related belief and knowledge)」であり、「教授法や学校(級)経営に関する科学的な理論についての知識であるよりも、日常的な場面で教師たちが遭遇する様々な問題を解決し、対処するための実践的な知識」(p.12)である。そしてまた、教室での出来事を生成し、かつ解釈するための枠組みでもある。

新任教師たちの「教えることの学習」は、このような文化的知識の獲得の過程として描かれる。それゆえ、本書では、彼らをとりにまく日米の学校の日常を描き出すエスノグラフィーの方法がとられることになる。

つづく2~4章では二人の新任教師を対象とした、アメリカでのエスノグラフィーが展開される。新任教師たちが、どのようにして困難を克服していくのかを通して、「教えることを学ぶ」過程のアメリカ的特徴が描き出される。なかでも印象的なのは、アメリカの学校では生徒の認知的な側面が重視されることから、新任教師たちにとっても、教材研究や教科指導の方法についての問題が数多く立ち上がることである。

アメリカの新任教師たちは、着任早々、どのように時間制を組むか、教材に何を選ぶべきかに頭を悩ませる。所属する地方教育委員会のガイドラインに準拠しながらも、カリキュラム自体の編成は教師の手に委ねられているからだ。新米の教師といえども、その任から逃れられるわけではない。しかも、アメリカの親たちは、学校や教師の教育方針に黙って従うわけではない。親たちのプレッシャーをかわしながら、どうやって自分の教育方針を打ち立てていくか。ここにも、アメリカの新任教師た